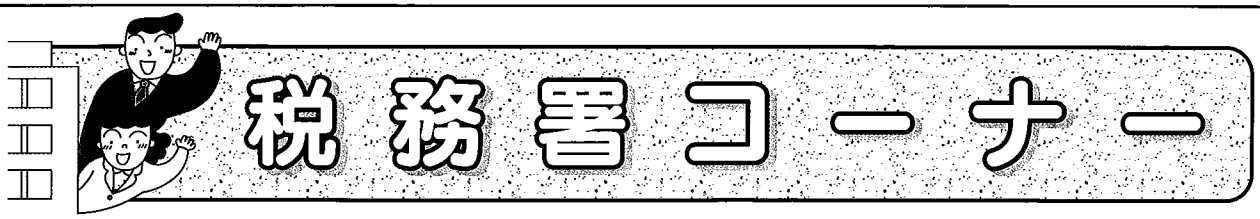

前頁の「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ　緊急経済対策における税制上の措置」については、国税庁のホームページトップ画面にも案内やパンフレット等が掲載されております。

新型コロナウイルス感染症関連情報

重要なお知らせ

◆納税が困難な方へ ▲とじる

《個人・法人共通》

- 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ（納税の猶予制度があります）
- 国税局猶予相談センターのご案内

◆申告・納付期限の延長 ▲とじる

《個人の方へ》

- 4月17日（金）以降の申告・納付の対応について
- 「申告所得税・贈与税及び個人事業者の消費税」の申告・納付期限の期限延長手続について（PDF/779KB）
- 「相続税」の申告・納付期限の期限延長手続について（PDF/730KB）

《法人の方へ》

- 「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税」の申告・納付期限の期限延長手続について（PDF/683KB）

◆緊急経済対策における税制上の措置 ▲とじる

- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」について

特集：新型コロナウイルス感染症に関する対応等について（詳しくはこちら）

郵送やインターネットで申請できます

納税の猶予、納税証明書など

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

電子申告（ｅ－Ｔａｘ）による申告書の提出の場合

電子申告及び申請・届出による添付書類送付書

税務署受付印	※法人番号	※整理番号
令和　年　月　日	納税地	〒　－ 東京都千代田区霞ヶ関 電話（　）－　－
麹町税務署長　殿	（フリガナ） 法人等の名称	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ ㈱　国税商事
	（フリガナ） 代表者氏名	コクゼイタロウ 国税太郎
電子申告及び申請・届出による添付書類について、次のとおり送付します。	代表者住所	〒　－ 東京都千代田区霞ヶ関
電子申告及び申請・届出名	新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請	
添付書類名		

『電子申告及び申請・届出による添付書類送付書』の「電子申告及び申請・届出名」欄に新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請と記載し、添付して送信してください。

書面による申告書の提出の場合

新型コロナウイルスによる申告・納付限延長申請

令和　年　月　日 税務署長殿	法人区分	青色申告	一連番号
納税地	事業種目	整理番号	
電話（　）－	円	事業年度（至）	年　月　日
（フリガナ）	余中小法人	売上金額	円　千円　百万

別表一　各事業年

申告書の上部に新型コロナウイルスによる申告・納付限延長申請と記載し、提出してください。（消費税及び地方消費税の申告書についても同様です。）

特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、令和３年３月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となります。

特定事業者とは

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいいます。

非課税措置の対象となる消費貸借契約書

特定事業者に対して、公的金融機関等（※１）、又は金融機関（※２）が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書

※１　公的金融機関等とは、地方公共団体、政府系金融機関等をいいます。
※２　金融機関とは、銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関をいいます。

還付申請の手続

印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出（※）し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

※　提出の際は、できるだけ郵送での提出をお願いします。
※　原則として、過誤納となった契約書の原本の提示をしていただく必要があります。
※　契約書等の原本が金融機関等に保管されている場合には、借入先の金融機関等にお問い合わせください。

印紙税過誤納確認申請書の記載要領・ご質問・ご不明な点は館林税務署までお問い合わせください。(0276-72-4373　代表)
手続の詳細は右のＱＲコードへアクセスください。

〈国税庁ホームページ〉
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm

館林税務署幹部職員人事異動

令和２年７月10日付で館林税務署の人事異動がありましたので、ご案内いたします。

職　名	前任者氏名	転出先等	後任者氏名	前任地
署　長	大谷（おおや）　克彦（かつひこ）	留　任	大谷（おおや）　克彦（かつひこ）	留　任
副　署　長 （管運･徴収･個人･資産担当）	熊埜御堂（くまのみどう）　弦一（げんいち）	関東信越国税局 課税第一部 統括国税実査官 （国際・電子担当）	對馬（つしま）　亨（あきら）	仙台国税局 課税第一部 課税総括課 課長補佐
副　署　長 （総務・法人担当）	中野（なかの）　正子（まさこ）	関東信越国税局 課税第二部 酒類業調整官 （熊谷派遣）	中條（なかじょう）　博美（ひろみ）	関東信越国税不服審判所 国税副審判官
総務課長	鈴木（すずき）　淳子（じゅんこ）	越谷税務署 総務課 課長	岡野（おかの）　克弥（かつや）	古河税務署 総務課 課長
特別国税調査官 （法人担当）	鈴木（すずき）　信司（しんじ）	退　職	渡辺（わたなべ）　哲夫（てつお）	春日部税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
特別国税調査官 （法人担当）	津田（つだ）　茂（しげる）	退　職	田中（たなか）　勇（いさむ）	大田原税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
法人課税第一部門 統括国税調査官	清水（しみず）　隆広（たかひろ）	熊谷税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官	村社（むらこそ）　良英（よしひで）	本庄税務署 法人課税部門 統括国税調査官
法人課税第二部門 統括国税調査官	野澤（のざわ）　一臣（かずおみ）	浦和税務署 国際税務専門官 （法人担当）	須田（すだ）　和宏（かずひろ）	潮来税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官
法人課税第三部門 統括国税調査官	権瓶（ごんぺい）　隆行（たかゆき）	留　任	権瓶（ごんぺい）　隆行（たかゆき）	留　任
法人課税第四部門 統括国税調査官	下田（しもた）　亮（まこと）	大宮税務署 管理運営第二部門 統括国税調査官	中澤（なかざわ）　忠治（ちゅうじ）	前橋税務署 法人課税第四部門 統括国税調査官
法人課税部門 連絡調整官	高橋（たかはし）　利明（としあき）	熊谷税務署 酒類指導官	深沢（ふかさわ）　誠（まこと）	宇都宮税務署 酒類指導官 総括上席国税調査官